

(案)

令和元年 月 日

BSL 4 施設設置の中止を求める自治会・市民連絡会  
会長 山田 一俊 殿

日本学術会議会長

## 「BSL 4 施設に関する『提言』の内容の確認のお願い」について

この度、日本学術会議第二部基礎生物学委員会・統合生物学委員会・農学委員会・基礎医学委員会・臨床医学委員会合同統合微生物科学分科会（以下、「分科会」と表記します。）が、平成 26 年 3 月 20 日に表出しました「提言 我が国のバイオセーフティレベル 4 (BSL-4) 施設の必要性について」（以下、「提言」と表記します。）について、平成 31 年 2 月 12 日付け文書「BSL 4 施設に関する『提言』の内容の確認のお願い」をいただきました。

今回の依頼につきまして、当該提言を担当した分科会に確認した上で、下記のとおり回答いたします。

## 記

1. 日本学術会議は、公開されている会則第 2 条及びその別表により意思の表出をすることとしており、提言は、分科会が主体となって「実現を望む意見等を発表すること」と定められています。
2. 提言では、重篤な感染症に対する対策及び国際貢献の観点から、最新の設備を備えた BSL-4 施設の新設は必要であるとし、その建設に当たっては、地元自治体、地域住民とのコミュニケーションを準備段階からとり、十分な合意と理解と信頼を得つつ進める必要があるとしています。  
日本学術会議としては、提言の趣旨を踏まえ、関係者間の十分な理解と信頼を得つつ進める必要があると考えておりますが、個別具体的な事案ややりとり等について、その適否等を判断する立場にはありません。

以 上

## BSL4 施設に関する『提言』の内容の確認のお願い (長崎大学の住民無視の実態報告を兼ねて)

日本学術会議会長 山極 壽一 様

平成 31 年 2 月 12 日  
BSL4 施設設置の中止を求める自治会・市民連絡会  
会長 山田 一俊

長崎大学は住民の合意を得ないまま、BSL4 施設を住宅密集地である坂本キャンパスに設置する事業を推進し、『住民の合意がなくとも長崎大学の判断で建設できる』という身勝手な理屈の下、本年 1 月 28 日、地域住民の反対の声を尻目に、建設着工を強行しました。

それに対して、私たちは『日本学術会議の提言では、施設設置の前提条件として住民の合意を得るべきことが謳われている』として、住民の合意を得るまでは建設しないよう求めてきました。ところが、長崎大学は『日本学術会議の提言には「住民の合意を前提としなければ造るな」とは書かれていない』と天下に広言して、建設を続行しています。

私たちは、日本学術会議の提言第 4 章（下記に引用）を示して、『住民の合意は BSL4 施設建設の「要件」』と書かれており、長崎大学の認識は誤りであることを指摘する一方、『「住民の合意を前提としなければ造るな」とは書かれていない』という認識の根拠を公開で長崎大学に質してきました。その公開質問は再質問を繰り返し、都合 4 回に及びましたが、長崎大学はついにその根拠について明確な回答を示すことができませんでした（別紙参考資料をご参照ください）。【別紙参考資料は省略】

このような回答不能に陥らざるを得ない、根拠のない認識を天下に広言したことは、実に不遜極まり、住民を侮辱することであり、国立大学として恥すべき所業であること、さらにそれはとりも直さず、長崎大学は BSL4 施設を運営できる資格を有しない組織であることを意味します。

かくなる上は、BSL4 施設を設置し運営しようとしている長崎大学の実態はこのようなものであることを、まずは提言を為された貴会にお知らせし、併せて長崎大学の尊大な住民無視の猛進をとどめるため、ご助力を賜るようお願いするしかありません。どうか、よろしくご裁量のほど、お願い申し上げます。

以下、私たちの根拠を明示して提言の確認をお願いすると同時に、公開質問のやり取りの末に得られた私たちの結論をご報告いたします。

### —確認事項—

- (1) 長崎大学（河野茂学長）は、『日本学術会議の提言には「住民の合意を前提としなければ造るな」とは書かれていない』と天下に広言しましたが、この認識は重大な間違いであることは明らかです（この根拠は文末に示します）。このことに関して、日本学術会議としてのご確認をお願いいたします。

### —報告事項—

- (1) 長崎大学（河野茂学長）は上記の認識の根拠について、参考資料に示すように回答不能に陥りました。このことから、重大な間違いは意図的になされたものと私たちは考えています。
- (2) このような意図的に間違った認識の下に、住民の生命と平和的生存権を脅かす施設の設置に猛進する長崎大学（河野茂学長）に対し、私たち住民はBSL4施設の設置・運営主体者たる資格を認めることはできません。

— 根 拠 —

日本学術会議の提言の第4章は次のように書かれています。すなわち、『地域住民の合意』は、『国の関与』特に『経費』と並びBSL4施設建設の『要件（欠くことのできない前提条件）』とされており。言うまでもなく『経費』無しでは建設することは不可能であり、これと並び『住民の合意』もこれが無くては建設できない意味を持つのは同様です。

私たちは、貴会がこのように『第4章：BSL4施設設置の要件』をわざわざ設け、『地域住民の合意』を『国の関与』と同等の要件と謳っていることに高い見識を認めると同時に、深い敬意を捧げます。第4章の前段では、地域住民の合意なく建設された武蔵村山市などのBSL4施設が、地域住民の反対で長期間稼働できなかった不幸を痛切に反省されており、その愚を繰り返さないために特に必要な一章であるとお考えになった結果でしょう。これこそ、BSL4施設の必要性和、施設が持つ或るレベルのリスク（その存在は社会的に認知されています）との調和を図った、最も賢明な方策であると、私たちは高く評価いたします。

【第4章の標題】：BSL-4 施設建設の要件

【第4章の中身】：(1) 施設ならびに運営の要件

(2) 地域住民の合意

(3) 国の関与

① 経費

以下略

繰り返しになりますが、以上の内容につきまして、日本学術会議としてのご見解を賜りますならば誠に幸甚に存じます。その場合、以下のメールアドレス、もしくは下記住所宛にお送りくださるようお願い申し上げます。

【連絡用メールアドレス】 メールアドレスは省略

【郵便宛先】： 住所は省略